

施設使用料一覧表（平成29年7月1日改定）

（単位：円）

区 分			午 前 (9時～12時)		午 後 (13時～17時)		夜 間 (18時～22時)		
			平 日	土曜日 日曜日 祝 日	平 日	土曜日 日曜日 祝 日	平 日	土曜日 日曜日 祝 日	
大 ホ ー ル	入 場 料	入場料無料の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	10,690	13,540	18,530	24,230	21,380	27,790
			イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	12,910	16,350	22,380	29,260	25,820	33,560
			ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	15,430	19,540	26,740	34,970	30,860	40,110
		入場料1,000円以下 の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	13,540	17,820	24,230	31,360	27,790	36,350
			イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	16,350	21,520	29,260	37,870	33,560	43,900
			ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	19,540	25,720	34,970	45,260	40,110	52,460
		入場料1,000円を超え 3,000円以下の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	29,220	38,490	49,890	62,720	57,730	71,280
			イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	35,290	46,480	60,250	75,740	69,710	86,070
			ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	42,170	55,540	72,000	90,510	83,310	102,860
		入場料3,000円を 超える場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	34,210	44,900	58,440	74,840	68,420	83,390
			イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	41,310	54,220	70,570	90,370	82,620	100,700
			ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	49,370	64,800	84,340	108,000	98,740	120,340
	楽 屋	1		510		820		930	
		2		510		820		930	
		3		720		1,230		1,340	
		4		1,130		1,850		2,160	
冷 暖 房			1時間 5,000円						
小 ホ ー ル	入 場 料	入場料無料の場合		4,110	6,170	8,230	11,310	9,260	12,340
		入場料1,000円以下の場合		6,170	8,230	11,310	15,430	12,340	16,460
		入場料1,000円を超え3,000円以下の場合		10,290	13,370	16,460	21,600	19,540	23,660
		入場料3,000円を超える場合		11,310	15,430	19,540	25,710	22,630	28,800
	楽 屋	1		720		1,230		1,340	
		2		720		1,230		1,340	
	冷 暖 房			1時間 1,200円					
リハーサル室			2,880		4,940		5,760		

備 考

- （1） 休日とは、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日をいう。
- （2） 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- （3） 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- （4） 入場料を徴収しないでホールを営業の為に使用する場合は、この表の入場料無料の場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- （5） ホールを専ら練習または準備の為に使用する場合は、当該区分に定める額の100分の70に相当する額とする。
- （6） 許可された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間1時間について、左記の表の使用料を基準にして市長が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- （7） 次に掲げる団体が使用する場合は、減免規定があります。

1. 純粋なアマチュアによって組織されている文化団体である。
2. 団体に所属する人員のうち、半数以上が岡谷市内に在住、又は勤務・通学している。

上記2条件を両方とも満たす団体が、所定の期間内に「アマチュア活動団体」として岡谷市に登録されると、練習、稽古等の目的で使用する際に施設使用料の一部が減免されます。なお、減免を希望する際には所定の手続きが必要です。詳細は会館職員にお尋ねください。

- （8） 大ホール、小ホール、各楽屋及びリハーサル室を「午前から午後まで」又は「午後から夜間まで」若しくは「午前から夜間まで」と連続して使用する際の利用時間及び使用料の額は次のとおりとする。

区分	使用時間	使用料
午前から午後まで	午前9時から午後5時まで	午前及び午後の使用料の合計額
午後から夜間まで	午後1時から午後10時まで	午後及び夜間の使用料の合計額
午前から夜間まで	午前9時から午後10時まで	午前、午後及び夜間の使用料の合計額の100分の90に相当する額

- （9） (4)～(8)までにおいて算出された使用料の額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

第1練習室	1時間 310円 / ただし全日(9時から22時)使用の場合は3,720円(310円割引)
第2練習室	1時間 410円 / ただし全日(9時から22時)使用の場合は4,920円(410円割引)
第1・2会議室	1時間 310円 / ただし全日(9時から22時)使用の場合は3,720円(310円割引)

※ 練習室および会議室は“9時～21時”と“9時～22時”の使用料金が同額となります。